

◎新潟県告示第625号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和4年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
松山 善之	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町 諏訪山997番地	R4.4.1